

本別町しごと体験交流館使用心得

平成31年4月

1. 施設利用者は、管理人の指示に従ってください。
2. 共有スペース（交流室、調理室、シャワー室）の使用は、原則、午後10時までです。
3. 宿泊室以外の共有スペースは、使用後の整理整頓に心がけ、各室の使用ルールを守ってください。
4. 飲食は、宿泊室および交流室以外でしないでください。
5. 来訪者との面会は、交流室または相談室を使用してください。
6. 施設内は全面禁煙です。屋外の指定場所以外での喫煙はしないでください。
7. 滞在中は、在室の有無や1日の予定等を掲示板に記入してください。
8. 貴重品の取扱いは、利用者個人の責任のもとに管理してください。
9. 使用許可時の注意事項を遵守してください。

<注意事項>

この施設は、本町において就労体験や研修を行う方が一時的な生活の拠点とする宿泊施設です。利用される皆さんが気持ちよく使えるように次のことに心がけてください。

また、使用許可の取り消し（使用のキャンセル）について、使用する日の前日から起算して3日前までに申し出があった場合は、使用料を返還しますが、それ以降については使用料の返還はできませんので、あらかじめご了承ください。

1. この使用許可書は、当日ご持参ください。
2. 各室の利用にあたっては、使用心得に従い、施設の管理上必要な指示に反する行為、また他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為はしないこと。
3. 宿泊室以外の共有スペースは、原則、午後10時までの利用時間となります。
4. 貴重品、ルームキー等については、各自が責任を持って管理してください。
5. 所定の場所以外での飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
6. 危険物及び危険の恐れのあるものを持ち込まないこと。
7. 施設や器具備品等をき損、滅失したときは、直ちに管理人に申し出ること。
その場合の損害については、原則、弁償していただきます。
8. 次のいずれかに該当するときは、使用の許可の取り消す場合があります。
 - ①本別町しごと体験交流館条例及びこれに基づく規則に違反したとき
 - ②使用の許可条件に違反したとき
 - ③公益又は管理上やむを得ない事由が生じたとき
 - ④その他町長が許可することが適当でないと認めたとき